別紙4

（賃金引上げ計画の表明書：大企業の場合）

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（○年○月○日から○年○月○日までの当社事業年度）【又は、「○年」】において、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度【又は、「対前年」】増加率○％以上とすること

を表明いたします。【又は、「を従業員と合意したことを表明いたします。」】

　年　　月　　日

　株式会社○○○○

　（住所を記載）

　代表者氏名　○○　○○

　上記の内容について、我々従業員は、○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

　年　　月　　日

　株式会社○○○○

　従業員代表　　　　　　　　　　氏名　○○　○○　　印

　給与又は経理担当者　　　　　　氏名　○○　○○　　印

（留意事項）

１．事業年度により賃上げを表明した場合には、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」を事業当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。法人事業概況説明書の「10主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「４期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額の比較により、賃上げ実績を確認します。

　　なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。

２．暦年により賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年とその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「１給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「Ａ俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額の比較により、賃上げ実績を確認します。

３．上記１．又は２．の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができます。下記８．に案内の財務省ホームページに掲載された財務省事務連絡において、同書面の様式、「同等の賃上げ実績」と認めることができる場合の考え方が示されていますので、ご確認ください。

４．事業年度開始月と賃上げ実施月が異なる場合については、①契約締結日の属する国の会計年度内（暦年中の賃上げを表明している場合にあっては、当該暦年内）に賃上げが行われていること、②例年の賃上げ実施月に賃上げを実施していること（意図的に賃上げ実施月を遅らせていないこと）のいずれの要件も満たす場合にのみ、賃上げ実施月から１年間の賃上げ実績を評価することができるものとします。この場合の賃上げ実績の確認時期は、当該評価期間の終了時を基準とし、確認書類等は上記３．の税理士等が認めた確認書類等によることとします。

５．上記１．～４．の賃上げ実績の確認書類は、賃上げ実施期間終了月の月末から３ヶ月以内に契約担当官等に提出してください。ただし、法人事業概況説明書を提出する場合であって、法人税法（昭和４０年法律第３４号）第７５条の２の規定により、法人税申告書等の提出期限の延長を行う場合は、同条の規定により延長された法人税申告書等の提出期限とします。

また、やむを得ない理由により、提出期限までに賃上げ実績の確認書類を提出することが困難な場合、契約担当官等に認められれば提出期限を延長することができますので、提出期限までに、提出期限延長の旨を理由とともに申し出てください。

６．上記１．～５．による確認において表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。

ただし、天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかった場合は、減点措置を要しないこととされています。「天災地変等」の例示については、下記８．に案内の財務省ホームページに掲載された財務省事務連絡において示されていますので、ご確認ください。

７．上記６．による減点措置については、減点措置開始日から１年間、総合評価落札方式による入札に参加する場合に行われることとなります。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。

８．上記のほか、総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置の詳細については、財務省ホームページをご確認ください。

（https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/public\_purchase/index.html）

（賃金引上げ計画の表明書：中小企業等の場合）

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（○年○月○日から○年○月○日までの当社事業年度）【又は、「○年」】において、給与総額を対前年度【又は、「対前年」】増加率○％以上とすること

を表明いたします。【又は、「を従業員と合意したことを表明いたします。」】

　年　　月　　日

　株式会社○○○○

　（住所を記載）

　代表者氏名　○○　○○

　上記の内容について、我々従業員は、○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

　年　　月　　日

　株式会社○○○○

　従業員代表　　　　　　　　　　氏名　○○　○○　　印

　給与又は経理担当者　　　　　　氏名　○○　○○　　印

（留意事項）

１．事業年度により賃上げを表明した場合には、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」を事業当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。

法人事業概況説明書の「10主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額の比較により、賃上げ実績を確認します。

　　なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。

２．暦年により賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年とその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「１給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「Ａ俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」の比較により、賃上げ実績を確認します。

３．上記１．又は２．の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができます。下記８．に案内の財務省ホームページに掲載された財務省事務連絡において、同書面の様式、「同等の賃上げ実績」と認めることができる場合の考え方が示されていますので、ご確認ください。

４．事業年度開始月と賃上げ実施月が異なる場合については、①契約締結日の属する国の会計年度内（暦年中の賃上げを表明している場合にあっては、当該暦年内）に賃上げが行われていること、②例年の賃上げ実施月に賃上げを実施していること（意図的に賃上げ実施月を遅らせていないこと）のいずれの要件も満たす場合にのみ、賃上げ実施月から１年間の賃上げ実績を評価することができるものとします。この場合の賃上げ実績の確認時期は、当該評価期間の終了時を基準とし、確認書類等は上記３．の税理士等が認めた確認書類等によることとします。

５．上記１．～４．の賃上げ実績の確認書類は、賃上げ実施期間終了月の月末から３ヶ月以内に契約担当官等に提出してください。ただし、法人事業概況説明書を提出する場合であって、法人税法（昭和４０年法律第３４号）第７５条の２の規定により、法人税申告書等の提出期限の延長を行う場合は、同条の規定により延長された法人税申告書等の提出期限とします。

また、やむを得ない理由により、提出期限までに賃上げ実績の確認書類を提出することが困難な場合、契約担当官等に認められれば提出期限を延長することができますので、提出期限までに、提出期限延長の旨を理由とともに申し出てください。

６．上記１．～５．による確認において表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。

ただし、天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかった場合は、減点措置を要しないこととされています。「天災地変等」の例示については、下記８．に案内の財務省ホームページに掲載された財務省事務連絡において示されていますので、ご確認ください。

７．上記６．による減点措置については、減点措置開始日から１年間、総合評価落札方式による入札に参加する場合に行われることとなります。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。

８．上記のほか、総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置の詳細については、財務省ホームページをご確認ください。

（https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/public\_purchase/index.html）